

前橋市学校問題対策専門委員会設置条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(組織) 第3条 専門委員会は、委員<u>5人</u>以内をもって組織する。 2 委員は、諮問の都度、次に掲げる者のうちから、教育委員会が<u>委嘱する</u>。 (1)～(4) 省略 (5) <u>その他調査審議に必要な知識及び経験を有する者</u> 3 省略 (委員長及び副委員長) 第4条 専門委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の<u>互選</u>により定める。 2～3 省略	(組織) 第3条 専門委員会は、委員<u>10人</u>以内をもって組織する。 2 委員は、諮問の都度、次に掲げる者のうちから、教育委員会が<u>委嘱し、又は任命する</u>。 (1)～(4) 省略 (5) <u>教育委員会事務局職員</u> 3 省略 (委員長及び副委員長) 第4条 専門委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の<u>うちから教育委員会が指名する</u>。 2～3 省略